

役員報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人たんぽぽ福祉会（以下「法人」という。）の理事長の報酬を定めることを目的とする。

(報 酬)

第 2 条 法人は理事長に対して常勤報酬として別紙のとおり支給する。

2 報酬は、本俸（月額）とする。

(本俸の支給日)

第 3 条 本俸の支給日は、毎月末日とする。ただし、支給日が銀行休業日の場合は、前営業日繰り上げて支給する。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が、法人の業務のために出張・旅行した場合には、その費用を弁償する。

(特別手当)

第 5 条 特別手当は、7 月及び 12 月（以下これらの月を「基準月」という。）に理事長に対して支給する。

2 特別手当の額は、別紙のとおりとする。

(改 正)

第 6 条 この規程の改正については、評議員会の決議を要する。

付則

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 7 月 17 日に改定した。

この規定は、平成 22 年 7 月 6 日に改定した。

この規定は、平成 23 年 7 月 15 日に改定した。

この規定は、平成 25 年 7 月 15 日に改定した。

この規定は、平成 25 年 12 月 1 日に改定した。

この規定は、平成 27 年 1 月 1 日に改定した。

この規定は、平成 29 年 6 月 27 日に改定した。